

産業廃棄物処理施設設置許可証

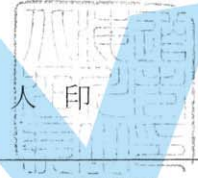
平成 29 年 1 月 18 日

住 所 北海道旭川市住吉 4 条 2 丁目 8 番 13 号

氏 名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 真徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西 川 将 人 印



許可の年月日	平成 29 年 1 月 18 日	許可番号	旭環指指令第 280061 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 号の 2 (木くずの破碎施設) 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びに紙くず (廃石膏ボード) 紙くず 繊維くず		
設置場所	北海道旭川市東鷹栖東 2 条 3 丁目 137 番 172, 260		
処理能力	196.32 t/日 (8 時間)	24.54 t/時間	
許可の条件			
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成 30 年 1 月 16 日 許可証書換え交付

(日本工業規格 A 列 4 番)